

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する特記仕様書

(不当な差別的取扱いの禁止)

第1 受注者は、この協定の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第2 受注者は、この協定の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(対応要領及び配慮マニュアルの活用)

第3 第2の合理的配慮の提供に当たっては、久喜市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、障がい者等への配慮マニュアル及び福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針を熟知するとともに、その考え方に基づくように努めなければならない。